

## 資本関係又は人的関係に該当する基準

入札参加を希望する者（組合（共同企業体を含む。）にあってはその構成員をいう。）の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

### 1. 資本関係

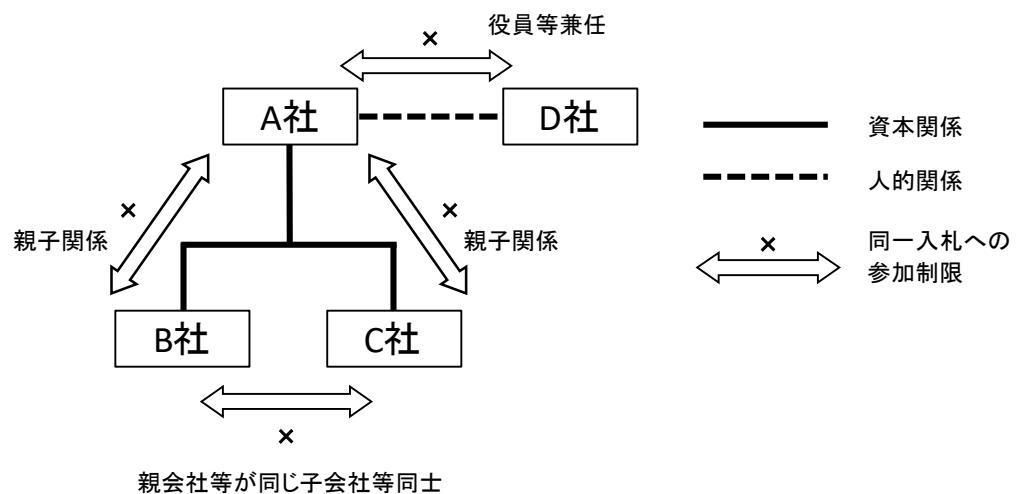
- ①親会社等と子会社等の関係にある場合
- ②親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

### 2. 人的関係

- ①一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- ②一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

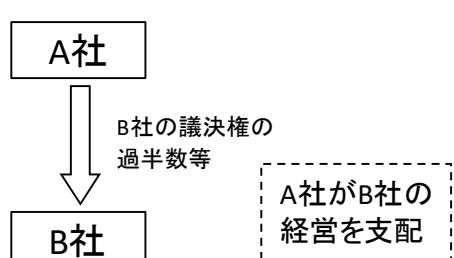
### 3. その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記1又は2と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合



## 申告書の提出が必要な事例

### <ケース I (1. 親会社等と子会社等の関係) >



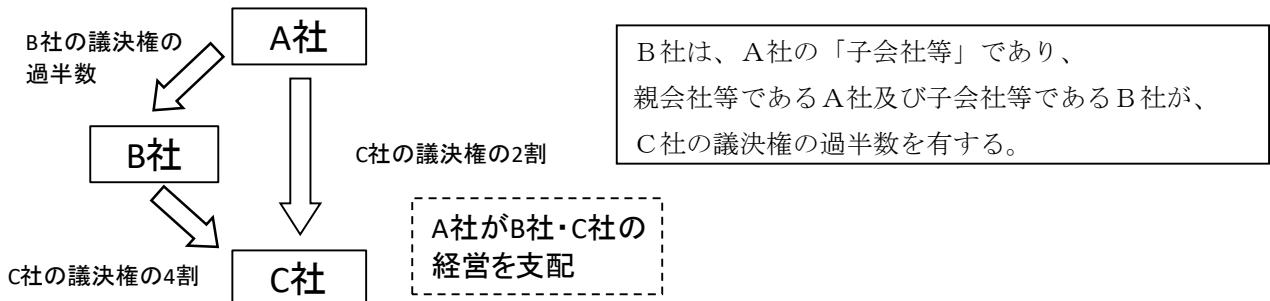
A社はB社の「親会社等」  
(以下、全てのケースで組合及び個人を含む。)

B社はA社の「子会社等」  
(以下、全てのケースで組合を含む。)

### 申告書の記載

A社の申告書	1. ②子会社等の関係にあたる者	B社
B社の申告書	1. ①親会社等の関係にあたる者	A社

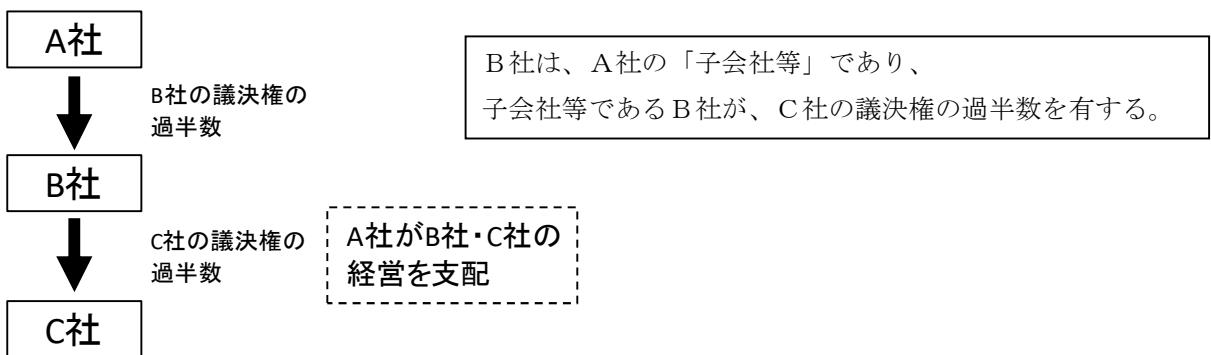
<ケースII (1. 親会社等と子会社等の関係、親会社等と同じくする子会社等同士の関係)>



申告書の記載

A社の申告書	1. ②子会社等の関係にあたる者	B社・C社
B社の申告書	1. ①親会社等の関係にあたる者	A社
	1. ③親会社等と同じくする子会社等同士の関係にあたる者	C社
C社の申告書	1. ①親会社等の関係にあたる者	A社
	1. ③親会社等と同じくする子会社等同士の関係にあたる者	B社

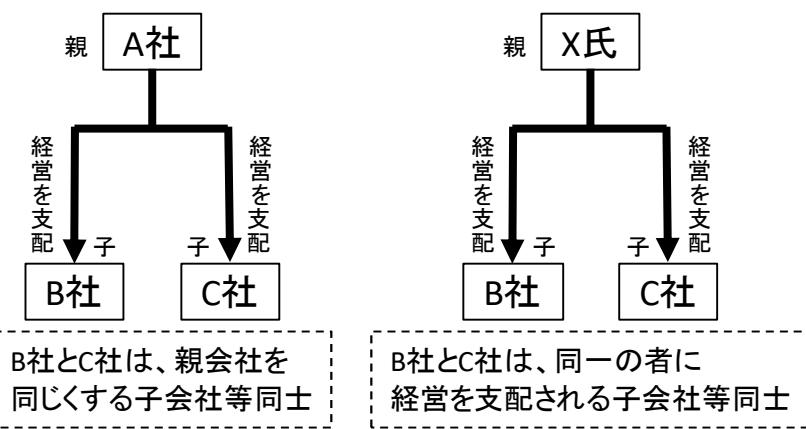
<ケースIII (1. 親会社等と子会社等の関係、親会社等と同じくする子会社等同士の関係)>



申告書の記載

A社の申告書	1. ②子会社等の関係にあたる者	B社・C社
B社の申告書	1. ①親会社等の関係にあたる者	A社
	1. ②子会社等の関係にあたる者	C社
	1. ③親会社等と同じくする子会社等同士の関係にあたる者	C社
C社の申告書	1. ①親会社等の関係にあたる者	A社・B社
	1. ③親会社等と同じくする子会社等同士の関係にあたる者	B社

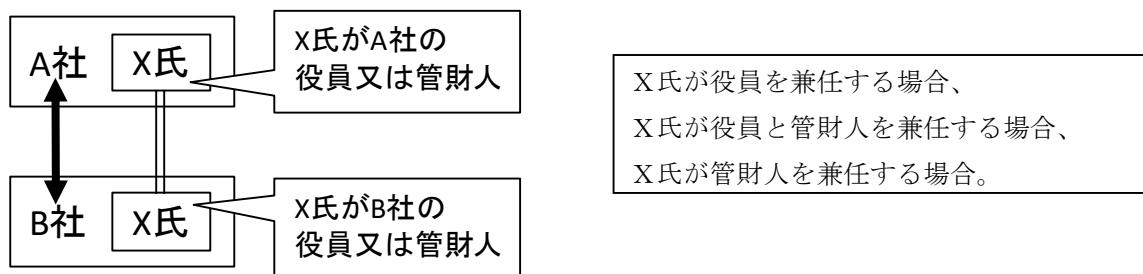
<ケースIV (1. 親会社等と子会社等の関係、親会社等と同じくする子会社等同士の関係)>



申告書の記載

A社の申告書	1. ②子会社等の関係にあたる者	B社・C社
B社の申告書	1. ①親会社等の関係にあたる者 1. ③親会社等と同じくする子会社等同士の関係にあたる者	A社又はX氏 C社
C社の申告書	1. ①親会社等の関係にあたる者 1. ③親会社等と同じくする子会社等同士の関係にあたる者	A社又はX氏 B社

<ケースV (2. 人的関係(役員の兼任))>



申告書の記載

A社の申告書	2. 役員の兼任に関する事項	氏名	兼任先の商号又は名称
		X氏	B社
B社の申告書	2. 役員の兼任に関する事項	氏名	兼任先の商号又は名称
		X氏	A社